# 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

平成16年10月 改訂 平成21年 3月 改訂 平成24年 7月

# 1 趣旨

#### (1)趣旨

職場復帰のための対策については、平成16年10月に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」(以下「手引き」という。)が公表され、心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための事業場向けマニュアルとして活用されてきた。

その後、平成18年の改正労働安全衛生法令に基づき、衛生委員会等の調査審議事項に「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が追加され、また、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下「メンタルヘルス指針」という。)が策定されるなど、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が図られてきたところである。

一方、心の健康問題により休業している労働者が増加 しているとする調査結果や休業後の職場復帰支援がス ムーズに進まないという調査結果等もあり、職場復帰支 援に関する社会的関心が高まっている。

このようなことから、厚生労働省からの委託により中央 労働災害防止協会に設置された「心の健康問題により 休業した労働者の職場復帰支援のための方法等に関 する検討委員会」において、労働者の職場復帰支援に 関する新たな経験や知見等を踏まえ、より円滑な職場復 帰を支援するために事業者によって行われることが望ま しい事項等について検討がなされ、「手引き」の改訂が 行われた。

#### (2) 職場復帰支援の基本的考え方

#### ア 職場復帰支援プログラム

心の健康問題で休業している労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするためには、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確にしておく必要がある。

事業者は本手引きを参考にしながら衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受け、個々の事業場の実態に即した形で、事業場職場復帰支援プログラム(以下「職場復帰支援プログラム」という。)を以下の要領で策定し、それが組織的かつ計画的に行われるよう積極的に取り組むことが必要である。

・職場復帰支援プログラムには、職場復帰支援の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対応する 手順、内容及び関係者の役割等について定める。

- ・ 職場復帰支援プログラムを円滑に実施するために 必要な関連規程等や体制の整備を行う。
- ・職場復帰支援プログラム、関連規程等及び体制については、労働者、管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等に対し、教育研修の実施等により十分周知する。

#### イ 職場復帰支援プラン

実際の職場復帰支援では、職場復帰支援プログラムに基づき、支援対象となる個々の労働者ごとに具体的な職場復帰支援プランを作成する。その上で、労働者のプライバシーに十分配慮しながら、事業場内産業保健スタッフ等を中心に、労働者、管理監督者が互いに十分な理解と協力を行うとともに、主治医との連携を図りつつ取り組む。

#### ウ 主治医との連携等

心の健康問題がどの様な状態であるかの判断は多くの事業場にとって困難であること、心の健康問題を抱えている労働者への対応はケースごとに柔軟に行う必要があることから、主治医との連携が重要となる。

また、職場復帰支援においては、職場配置、処遇、 労働条件、社内勤務制度、雇用契約等の適切な運用 を行う必要があることから人事労務管理スタッフが重 要な役割を担うことに留意する必要がある(なお、本 手引きにおいて、事業場内産業保健スタッフ等には、 人事労務管理スタッフが含まれている。)。

#### (3) 職場復帰支援に当たって留意すべき事項

職場復帰支援に当たっては、特に以下の点について 留意する必要がある。

- ・ 心の健康問題の特性として、健康問題以外の観点 から評価が行われる傾向が強いという問題や、心の健 康問題自体についての誤解や偏見等解決すべき問題 が存在していることに留意の上、心の健康問題を抱え る労働者への対応を行う必要があること。
- ・ 事業場においては、計画的にストレス及びメンタルへルスケアに関する基礎知識や心の健康問題に対する正しい態度など、メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供を行うことが重要であること。
- ・ 職場復帰支援をスムーズに進めるためには、休業していた労働者とともに、その同僚や管理監督者に対する過度の負担がかからないように配慮する必要があること。
- ・ 家族の理解や協力も重要であることから、家族に対して必要な情報を提供する等の支援が望まれること。

#### (4) 本手引きの適用に当たっての留意点

本手引きには、実際の職場復帰に当たり、事業者が行う職場復帰支援の内容が総合的に示されている。

本手引きが対象とする労働者は、心の健康問題で休業した全ての労働者であるが、第3ステップ以降の職場復帰に関しては、医学的に業務に復帰するのに問題がない程度に回復した労働者(すなわち軽減又は配慮された一定レベルの職務を遂行でき、かつ、想定される仕事をすることが治療上支障にならないと医学的に判断されるもの。)を対象としている。

なお、本手引きの基本的な記述においては、心の健康 問題として、治療によって比較的短期に寛解するものが 想定されている。その他の心の健康問題については、異 なる対応をとる必要がある場合もあることに留意するとと もに、主治医との連携が重要となる。手引きの趣旨をその 事業場の状況に活かすためには、これらのことを念頭に おいた上で、事業者の判断と責任の下で、どのように対 応すべきかが十分に検討されて行われるべきである。

また、職場復帰支援の具体的な手法については、本 手引きによるほか、公開されている様々な文献、事例集、 報告書、研修会等を活用・参考にすることが望まれる。

# 2 職場復帰支援の流れ

本手引きによる職場復帰支援の流れは、病気休業開始から職場復帰後のフォローアップまでの次の5つのステップからなっている(図参照)。事業者は本手引きを参考にしながら、個々の事業場の実態に即した職場復帰支援プログラムを策定することが重要である。

#### <第1ステップ>

病気休業開始及び休業中のケアの段階であり、「労働者からの診断書(病気休業診断書)の提出」、「管理監督者によるケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「病気休業期間中の労働者の安心感の醸成のための対応」及び「その他」で構成される。

#### <第2ステップ>

主治医による職場復帰可能の判断の段階であり、 「労働者からの職場復帰の意思表示と職場復帰可能 の判断が記された診断書の提出」、「産業医等による 精査」及び「主治医への情報提供」で構成される。

#### <第3ステップ>

職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成の段階であり、「情報の収集と評価」、「職場復帰の可否についての判断」及び「職場復帰支援プラン

の作成」で構成される。

#### <第4ステップ>

最終的な職場復帰の決定の段階であり、「労働者の状態の最終確認」、「就業上の配慮等に関する意見書の作成」、「事業者による最終的な職場復帰の決定」及び「その他」で構成される。

#### <第5ステップ>

職場復帰後のフォローアップの段階であり、「疾患の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の確認」、「勤務状況及び業務遂行能力の評価」、「職場復帰支援プランの実施状況の確認」、「治療状況の確認」、「職場復帰支援プランの評価と見直し」、「職場環境等の改善等」及び「管理監督者、同僚等への配慮等」で構成される。

#### 図 職場復帰支援の流れ

### <第1ステップ>病気休業開始及び休業中のケア

- ア 病気休業開始時の労働者からの診断書 (病気休 業診断書)の提出
- イ 管理監督者によるケア及び事業場内産業保健ス タッフ等によるケア
- ウ 病気休業期間中の労働者の安心感の醸成のための対応
- エ その他

 $\downarrow$ 

#### <第2ステップ>主治医による職場復帰可能の判断

- ア 労働者からの職場復帰の意思表示と職場復帰 可能の判断が記された診断書の提出
- イ 産業医等による精査
- ウ 主治医への情報提供

ļ

# <第3ステップ>職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成

#### ア 情報の収集と評価

(ア)労働者の職場復帰に対する意思の確認

(イ)産業医等による主治医からの意見収集

- (ウ)労働者の状態等の評価
- (エ)職場環境等の評価
- (オ) その他
- イ 職場復帰の可否についての判断
- ウ 職場復帰支援プランの作成
  - (ア)職場復帰日
  - (イ)管理監督者による就業上の配慮
  - (ウ)人事労務管理上の対応
  - (エ)産業医等による医学的見地からみた意見
  - (オ)フォローアップ
  - (カ) その他

 $\downarrow$ 

#### <第4ステップ>最終的な職場復帰の決定

- ア 労働者の状態の最終確認
- イ 就業上の配慮等に関する意見書の作成
- ウ 事業者による最終的な職場復帰の決定
- エ その他

 $\downarrow$ 

## 職場復帰

1

#### <第5ステップ>職場復帰後のフォローアップ

- ア 疾患の再燃·再発、新しい問題の発生等の有無 の確認
- イ 勤務状況及び業務遂行能力の評価
- ウ 職場復帰支援プランの実施状況の確認
- エ 治療状況の確認
- オ 職場復帰支援プランの評価と見直し
- カ 職場環境等の改善等
- キ 管理監督者、同僚等への配慮等

# 3 職場復帰支援の各ステップ

#### (1)病気休業開始及び休業中のケア<第1ステップ>

ア 病気休業開始時の労働者からの診断書 (病気休 業診断書)の提出

病気休業の開始においては、主治医によって作成

された診断書を労働者より管理監督者等に提出してもらう。診断書には病気休業を必要とする旨の他、職場復帰の準備を計画的に行えるよう、必要な療養期間の見込みについて明記してもらうことが望ましい。

# イ 管理監督者によるケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケア

管理監督者等は、病気休業診断書が提出されたことを、人事労務管理スタッフ及び事業場内産業保健スタッフに連絡する。休業を開始する労働者に対しては、療養に専念できるよう安心させると同時に、休業中の事務手続きや職場復帰支援の手順についての説明を行う。

管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等は、必要な連絡事項及び職場復帰支援のためにあらかじめ検討が必要な事項について労働者に連絡を取る。場合によっては労働者の同意を得た上で主治医と連絡を取ることも必要となる。

# ウ 病気休業期間中の労働者の安心感の醸成のため の対応

病気休業期間中においても、休業者に接触することが望ましい結果をもたらすこともある。その場合は、精神的な孤独、復職できるかという不安、今後のキャリア等で本人が不安に感じていることに関して、十分な情報を提供することが重要である。

また、不安や悩みなどを相談できる場を設けることも 重要である。この場合、事業場内の相談体制や事業 場外の相談機関、地域の相談制度等で利用できるも のについて、情報提供をすることも考えられる。

特に、本人が安心して療養できるようにするためには、 休業中の経済的・将来的な不安を軽減するための配慮を行うことが重要である。事業場で設けている仕組みの活用や、また、例えば、傷病手当金制度その他の公的支援制度、公的又は民間の職場復帰支援サービスなどの利用について、関係機関等が作成しているパンフレットを渡すなどにより、事業者が本人に対して手続きに関する情報を提供することや、場合によっては利用への支援を行うことなどが望まれる。精神保健福祉センター等を活用(連携・紹介)するなどの方法も考えられる。

休業者との接触のタイミングは職場復帰支援プログラムの策定の際に検討しておくことが望ましい。例えば、診断書や傷病手当金申請書の提出のタイミングに行うと、本人への負担が軽減されることがある。ただし、実際の接触に当たっては、必要な連絡事項(個人情報の取得のために本人の了解をとる場合を含む。)などを

除き、主治医と連絡をとった上で実施する。また、状況 によっては主治医を通して情報提供をすることも考え られる。

#### エ その他

以下の場合については、労働基準法や労働契約法 等の関係法令上の制約に留意の上、労使の十分な協 議によって決定するとともに、あらかじめ就業規則等に 定め周知しておくことが望ましい。

- ・ 私傷病による休業の最長 (保障) 期間、クーリング 期間 (休業の最長 (保障) 期間を定めている場合で、 一旦職場復帰してから再び同一理由で休業するとき に、休業期間に前回の休業期間を算入しないために 必要な、職場復帰から新たな休業までの期間) 等を 定める場合
- 休業期間の最長(保障)期間満了後に雇用契約 の解除を行う場合

#### (2) 主治医による職場復帰可能の判断<第2ステップ>

休業中の労働者から職場復帰の意思が伝えられると、 事業者は労働者に対して主治医による職場復帰可能の 判断が記された診断書 (復職診断書)を提出するよう伝 える。診断書には就業上の配慮に関する主治医の具体 的な意見を含めてもらうことが望ましい。

ただし現状では、主治医による診断書の内容は、病状の回復程度によって職場復帰の可能性を判断していることが多く、それはただちにその職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことにも留意すべきである。また、労働者や家族の希望が含まれている場合もある。そのため、主治医の判断と職場で必要とされる業務遂行能力の内容等について、産業医等が精査した上で採るべき対応について判断し、意見を述べることが重要となる。(3(3)ア(イ)参照)

また、より円滑な職場復帰支援を行う上で、職場復帰の時点で求められる業務遂行能力はケースごとに多様なものであることから、あらかじめ主治医に対して職場で必要とされる業務遂行能力の内容や社内勤務制度等に関する情報を提供した上で、就業が可能であるという回復レベルで復職に関する意見書を記入するよう依頼することが望ましい。(6-(1)参照)

# (3) 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成<第3ステップ>

安全でスムーズな職場復帰を支援するためには、最終的な職場復帰決定の手続きの前に、必要な情報の収集と評価を行った上で職場復帰の可否を適切に判断し、

さらに職場復帰支援プランを準備しておくことが必要である。このプロセスは、本手引きで示す職場復帰支援の手続きにおいて中心的な役割を果たすものであり、事業場内産業保健スタッフ等を中心に、管理監督者、当該労働者の間で十分に話し合い、よく連携しながら進めていく必要がある。

また、心の健康づくり専門スタッフが配置された事業場においては、これらの専門スタッフが、より専門的な立場から、他の事業場内産業保健スタッフ等をサポートすることが望まれる。

産業医が選任されていない50人未満の小規模事業場においては、人事労務管理スタッフ及び管理監督者等、又は衛生推進者若しくは安全衛生推進者が、主治医との連携を図りながら、また地域産業保健センター、労災病院勤労者メンタルヘルスセンター等の事業場外資源を活用しながら検討を進めていくことが必要である。

ケースによっては、最終的な職場復帰の決定までのプロセスを同時にまとめて検討することも可能であるが、通常、職場復帰の準備にはある程度の時間を要することが多いため、職場復帰前の面談等は、実際の職場復帰までに十分な準備期間を設定した上で計画・実施することが望ましい。

職場復帰の可否及び職場復帰支援プランに関する話 し合いの結果については、「職場復帰支援に関する面談 記録票」(様式例2)等を利用して記録にまとめ、事業場 内産業保健スタッフ等や管理監督者等の関係者がその 内容を互いに確認しながらその後の職場復帰支援を進 めていくことが望ましい。

#### ア 情報の収集と評価

職場復帰の可否については、労働者及び関係者から必要な情報を適切に収集し、様々な視点から評価を行いながら総合的に判断することが大切である。家族を含めた第三者からの個人情報の収集については、労働者のプライバシーに十分配慮することが重要なポイントとなる。情報の収集と評価の具体的内容を以下に示す。

なお、事業場外の職場復帰支援サービスや医療リハビリテーション等を利用している場合には、その状況等も有効な情報である。

#### (ア)労働者の職場復帰に対する意思の確認

- a 労働者の職場復帰の意思及び就業意欲の確認
- b 職場復帰支援プログラムについての説明と同意

#### (イ)産業医等による主治医からの意見収集

診断書に記載されている内容だけでは十分な職場 復帰支援を行うのが困難な場合、産業医等は労働者 の同意を得た上で、下記 (ウ) のa及びbの判断を行うに当たって必要な内容について主治医からの情報や意見を積極的に収集する。この際には、「職場復帰支援に関する情報提供依頼書」(様式例1)等を用いるなどして、労働者のプライバシーに十分配慮しながら情報交換を行うことが重要である。

#### (ウ)労働者の状態等の評価

- a 治療状況及び病状の回復状況の確認
- (a) 今後の通院治療の必要性及び治療状況についての概要の確認
- (b) 業務遂行(自ら自動車等を運転しての通勤を含む。)に影響を及ぼす症状や薬の副作用の有無
- (c)休業中の生活状況
- (d) その他職場復帰に関して考慮すべき問題点な
- b 業務遂行能力についての評価
- (a) 適切な睡眠覚醒リズムの有無
- (b) 昼間の眠気の有無(投薬によるものを含む。)
- (c)注意力・集中力の程度
- (d)安全な通勤の可否
- (e) 日常生活における業務と類似した行為の遂行状況と、それによる疲労の回復具合(読書やコンピュータ操作が一定の時間集中してできること、軽度の運動ができること等)
- (f) その他家事・育児、趣味活動等の実施状況な ど
- c 今後の就業に関する労働者の考え
- (a) 希望する復帰先
- (b) 希望する就業上の配慮の内容や期間
- (c) その他管理監督者、人事労務管理スタッフ、事業場内産業保健スタッフに対する意見や希望(職場の問題点の改善や勤務体制の変更、健康管理上の支援方法など)
- d 家族からの情報 可能であれば、必要に応じて家庭での状態(病 状の改善の程度、食事・睡眠・飲酒等の生活習 慣など)についての情報

#### (エ)職場環境等の評価

- a 業務及び職場との適合性
- (a) 業務と労働者の能力及び意欲・関心との適合 性
- (b) 職場の同僚や管理監督者との人間関係など
- b 作業管理や作業環境管理に関する評価
- (a)業務量(作業時間、作業密度など)や質(要求度、 困難度など)等の作業管理の状況

- (b)作業環境の維持・管理の状況
- (c) 業務量の時期的な変動や、不測の事態に対する対応の状況
- (d) 職場復帰時に求められる業務遂行能力の程度 (自動車の運転等危険を伴う業務の場合は投薬 等による影響にも留意する。)
- c 職場側による支援準備状況
- (a) 復帰者を支える職場の雰囲気やメンタルヘルス に関する理解の程度
- (b) 実施可能な就業上の配慮 (業務内容や業務量の変更、就業制限等)
- (c) 実施可能な人事労務管理上の配慮(配置転換・異動、勤務制度の変更等)

#### (オ)その他

その他、職場復帰支援に当たって必要と思われる 事項について検討する。また、治療に関する問題点や、 本人の行動特性、家族の支援状況など職場復帰の 阻害要因となりうる問題点についても整理し、その支 援策について検討する。

#### イ 職場復帰の可否についての判断

アの「情報の収集と評価」の結果をもとに、復帰後に求められる業務が可能かどうかについて、主治医の判断やこれに対する産業医等の医学的な考え方も考慮して判断を行う。この判断は、事業場内産業保健スタッフ等を中心に行われるが、職場環境等に関する事項については、管理監督者等の意見を十分に考慮しながら総合的に行われなければならない。

産業医が選任されていない50人未満の小規模事業場においては、人事労務管理スタッフ及び管理監督者等、又は衛生推進者若しくは安全衛生推進者が、主治医及び地域産業保健センター、労災病院勤労者メンタルヘルスセンター等の事業場外資源を活用しながら判断を行う。

#### ウ 職場復帰支援プランの作成

職場復帰が可能と判断された場合には、職場復帰 支援プランを作成する。通常、元の就業状態に戻すま でにはいくつかの段階を設定しながら経過をみる。職 場復帰支援プランの作成に当たってはそれぞれの段 階に応じた内容及び期間の設定を行う必要がある。ま た、各段階ごとに求められる水準(例えば、定時勤務 が可能、職場内での仕事に関する意思疎通が可能、 顧客との折衝が可能など)も明記する。

労働者には、きちんとした計画に基づき着実に職場 復帰を進めることが、職場復帰後に長期に安定して働 けるようになることにつながることの十分な理解を促す。 また、本人の希望のみによって職場復帰支援プランを決定することが円滑な職場復帰につながるとは限らないことに留意し、主治医の判断等に対する産業医等の医学的な意見を踏まえた上で、総合的に判断して決定するよう気をつける必要がある。

なお、職場においてどの程度までの就業上の配慮を すべきかの判断材料として、産業医等はその職場で 求められる業務遂行能力を見極めた上で、主治医か らの情報等に基づき、労働者がどこまで業務遂行能力 を回復しているか判断することも求められる。

職場復帰支援プラン作成の際に検討すべき内容について下記に示す。

#### (ア)職場復帰日

復帰のタイミングについては、労働者の状態や職場の受入れ準備状況の両方を考慮した上で総合的に判断する必要がある。

#### (イ)管理監督者による就業上の配慮

- a 業務でのサポートの内容や方法
- b 業務内容や業務量の変更
- c 段階的な就業上の配慮(残業・交替勤務・深夜 業務等の制限又は禁止、就業時間短縮など)
- d 治療上必要なその他の配慮(診療のための外出 許可)など

### (ウ)人事労務管理上の対応等

- a 配置転換や異動の必要性
- b 本人の病状及び業務の状況に応じて、フレックス タイム制度や裁量労働制度等の勤務制度変更の 可否及び必要性
- c その他、段階的な就業上の配慮(出張制限、業 務制限(危険作業、運転業務、高所作業、窓口業 務、苦情処理業務等の禁止又は免除)、転勤につ いての配慮)の可否及び必要性

#### (エ)産業医等による医学的見地からみた意見

- a 安全配慮義務に関する助言
- b その他、職場復帰支援に関する意見

#### (オ)フォローアップ

- a 管理監督者によるフォローアップの方法
- b 事業場内産業保健スタッフ等によるフォローアップの方法(職場復帰後のフォローアップ面談の実施方法等)
- c 就業制限等の見直しを行うタイミング
- d 全ての就業上の配慮や医学的観察が不要となる 時期についての見通し

#### (カ)その他

a 職場復帰に際して労働者が自ら責任を持って行

#### うべき事項

- b 試し出勤制度等がある場合はその利用について の検討
- c 事業場外資源が提供する職場復帰支援サービス等の利用についての検討

#### (4) 最終的な職場復帰の決定<第4ステップ>

職場復帰の可否についての判断及び職場復帰支援 プランの作成を経て、事業者としての最終的な職場復帰 の決定を行う。また、職場復帰の可否の決定に当たって は、労働者にとってもきわめて重要なものであり、また、私 法(契約法)上の制約を受けることにも留意の上、社内 手続きに従い、適正に行われるべきである。

この際、産業医等が選任されている事業場においては、 産業医等が職場復帰に関する意見及び就業上の配慮 等についてとりまとめた「職場復帰に関する意見書」(様 式例3)等をもとに関係者間で内容を確認しながら手続き を進めていくことが望ましい。

#### ア 労働者の状態の最終確認

疾患の再燃・再発の有無、回復過程における症状 の動揺の様子等について最終的な確認を行う。

#### イ 就業上の配慮等に関する意見書の作成

産業医等は、就業に関する最終的な措置等をとりま とめて、「職場復帰に関する意見書」(様式例3)等を 作成する。

#### ウ 事業者による最終的な職場復帰の決定

上記イの「職場復帰に関する意見書」等で示された内容について管理監督者、人事労務管理スタッフの確認を経た上で、事業者による最終的な職場復帰の決定を行い、労働者に対して通知するとともに、就業上の配慮の内容についても併せて通知する。管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等は、「職場復帰に関する意見書」等の写しを保管し、その内容を確認しながら、それぞれの実施事項を、責任を持って遂行するようにする。

なお、職場復帰支援として実施する就業上の配慮は、当該労働者の健康を保持し、円滑な職場復帰を目的とするものであるので、この目的に必要な内容を超えた措置を講ずるべきではない。

### エ その他

職場復帰についての事業場の対応や就業上の配慮の内容等については、労働者を通じて主治医に的確に伝わるようにすることが重要である。書面による場合は「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」(様式例4)等の書面を利用するとよい。こういっ

た情報交換は、産業医等が主治医と連携を図りなが ら職場復帰後のフォローアップをスムーズに行うため に大切なポイントである。

なお、職場復帰に当たり人事労務管理上の配慮を 行う上で処遇の変更を行う場合は、処遇の変更及び 変更後の処遇の内容について、あらかじめ就業規則 に定める等ルール化しておくとともに、実際の変更は、 合理的な範囲とすること、また、本人にその必要性に ついて十分な説明を行うことがトラブルの防止につな がる。

#### (5) 職場復帰後のフォローアップ<第5ステップ>

心の健康問題には様々な要因が複雑に重なり合って いることが多いため、職場復帰の可否の判断や職場復 帰支援プランの作成には多くの不確定要素が含まれるこ とが少なくない。また、たとえ周到に職場復帰の準備を行 ったとしても、実際には様々な事情から当初の計画通り に職場復帰が進まないこともある。そのため職場復帰支 援においては、職場復帰後の経過観察とプランの見直し も重要となってくる。

職場復帰後は、管理監督者による観察と支援の他、 事業場内産業保健スタッフ等による定期的又は就業上 の配慮の更新時期等に合わせたフォローアップを実施 する必要がある。フォローアップのための面談においては、 下記のアからキまでに示す事項を中心に労働者及び職 場の状況につき労働者本人及び管理監督者から話を聞 き、適宜職場復帰支援プランの評価や見直しを行ってい

さらに、本人の就労意識の確保のためにも、あらかじめ、 フォローアップには期間の目安を定め、その期間内に通 常のペースに戻すように目標を立てること、また、その期 間は、主治医と連携を図ることにより、病態や病状に応じ て、柔軟に定めることが望ましい。

なお、心の健康問題は再燃・再発することも少なくな いため、フォローアップ期間を終えた後も、再発の予防 のため、就業上の配慮についての慎重な対応 (職場や 仕事の変更等) や、メンタルヘルス対策の重要性が高い ことに留意すべきである。

# ア 疾患の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の 確認

フォローアップにおいては、疾患の再燃・再発につ いての早期の気づきと迅速な対応が不可欠である。 事業場内産業保健スタッフ等と管理監督者は、労働 者の状態の変化について適切なタイミングで対応でき るよう日頃から連携を図っておく必要がある。

#### イ 勤務状況及び業務遂行能力の評価

職場復帰の様子を評価するのに重要な視点であり、 労働者の意見だけでなく管理監督者からの意見も合 わせて客観的な評価を行う必要がある。

職場復帰後に、突発的な休業等が職場復帰決定 時に想定していた程度を超えるような場合は、事業場 内産業保健スタッフ等が面接を行い、主治医と連携を とりながら、適切な対応を検討すべきである。

#### ウ 職場復帰支援プランの実施状況の確認

職場復帰支援プランが計画通りに実施されている かについての確認を行う。予定通り実施されていない 場合には、関係者間で再調整を図る必要がある。

#### エ 治療状況の確認

通院状況や、治療の自己中断等をしていないか、ま た現在の病状や、今後の見通しについての主治医の 意見を労働者から聞き、必要に応じて労働者の同意を 得た上で主治医との情報交換を行う。

その場合には、主治医から就業上の配慮について の見直しのための意見を、治癒又は就業上の配慮が 解除されるまで、提出してもらうことが望ましい。

#### オ 職場復帰支援プランの評価と見直し

様々な視点から現行の職場復帰支援プランについ ての評価を行う。何らかの問題が生じた場合には、関 係者間で連携しながら職場復帰支援プランの変更を 行う必要がある。

#### カ 職場環境等の改善等

職場復帰する労働者が、よりストレスを感じることの 少ない職場づくりをめざして作業環境、作業方法など の物理的な環境のみならず、労働時間管理(長時間 労働や突発的な時間外労働の発生等)、人事労務管 理(人材の能力・適性・人間関係等を考えた人材配 置等)、仕事の方法(サポート体制・裁量権の程度等) 等、労働者のメンタルヘルスに影響を与え得る職場環 境等の評価と改善を検討することも望まれる。また、こ れら職場環境等の評価と改善は、管理監督者や同僚 等の心の健康の保持増進にとっても重要である。

職場環境等の改善等のために、「職業性ストレス簡 易調査票 |、「快適職場調査(ソフト面) |、「メンタルへ ルスアクションチェックリスト |等の活用も考えられる。

#### キ 管理監督者、同僚等への配慮等

職場復帰する労働者への配慮や支援を行う管理 監督者や同僚等に、過度の負担がかかることがないよ うに配慮することが望ましい。

また、管理監督者、同僚等に対し、心の健康問題や、 自殺の予防と対応に関する知識を含め、ラインケア、セ

ルフケアを促進するための教育研修・情報提供を行う ことが望ましい。(6-(6)参照)

円滑な職場復帰には、家族によるサポートも重要となる。しかし、本人の心の健康問題が家族に強い心理的負担を与えていることもあり、一方で、職場復帰に強い不安と期待を持っていることも多い。このため、心の健康問題や職場復帰に関する情報提供や家族からの相談対応など、事業場として可能な支援を行うことも望ましい。なお、職場復帰の最終的な決定に当たっては、本人の同意を得た上で家族から情報を得ることも効果的な場合がある。

# 4 管理監督者及び事業場内産業保健スタッフ等の役割

#### (1)管理監督者

管理監督者は、事業場内産業保健スタッフ等と協力 しながら職場環境等の問題点を把握し、それらの改善を 図ることで職場復帰支援における就業上の配慮を履行 する。また、復帰後の労働者の状態についても事業場内 産業保健スタッフ等と協力しながら注意深い観察を行っ ていく。人事労務管理上の問題については人事労務管 理スタッフと連携して適切な対応を図っていく。(6-(6) 参照)

#### (2)事業場内産業保健スタッフ等

### ア 人事労務管理スタッフ

人事労務管理スタッフは、人事労務管理上の問題 点を把握し、職場復帰支援に必要な労働条件の改善 や、配置転換、異動等についての配慮を行う。職場復 帰支援においては、産業医等や他の事業場内産業保 健スタッフ等と連携しながらその手続きが円滑に進む よう調整を行う。

#### イ 産業医等

産業医等は、職場復帰支援における全ての過程で、 管理監督者及び人事労務担当者の果たす機能を専 門的な立場から支援し、必要な助言及び指導を行う。 特に、労働者の診療を担当している主治医との連携を 密にし、情報交換や医療的な判断においては、専門 的立場から中心的な役割を担う。労働者や主治医か ら知り得た情報についてはプライバシーに配慮しなが ら、関係者間で取り扱うべき情報について調整を行い、 就業上の配慮が必要な場合には事業者に必要な意 見を述べる立場にある。

#### ウ 衛生管理者等

衛生管理者等は、産業医等の助言、指導等を踏ま えて、職場復帰支援が円滑に行われるよう労働者に対 するケア及び管理監督者のサポートを行う。また、必要 に応じて人事労務管理スタッフや事業場外資源との 連絡調整にあたる。

なお、これらを実施する衛生管理者等については、 メンタルヘルス対策全体に関係することが望ましい。メ ンタルヘルス指針に基づき「事業場内メンタルヘルス 推進担当者」を選任している場合は、当該者にこれら の職務を行わせることが望ましい。

また、50人未満の小規模事業場においては、衛生 推進者又は安全衛生推進者は、労働者、管理監督者 及び主治医と連携し、地域産業保健センター、労災病 院勤労者メンタルヘルスセンター等の事業場外資源 を活用しながら、職場復帰支援に関する業務を担当す る。

#### 工 保健師等

保健師等は、産業医等及び衛生管理者等と協力しながら労働者に対するケア及び管理監督者に対する 支援を行う。

#### オ 心の健康づくり専門スタッフ

事業場内に心の健康づくり専門スタッフがいる場合 には、これらの専門スタッフは他の事業場内産業保健 スタッフ等をより専門的な立場から支援する。

# 5 プライバシーの保護

職場復帰支援において扱われる労働者の健康情報等のほとんどが、労働者のプライバシーに関わるものである。労働者の健康情報等は個人情報の中でも特に機微な情報であり、厳格に保護されるべきものである。とりわけメンタルヘルスに関する健康情報等は慎重な取扱いが必要である。また、周囲の「気づき情報」は、当該提供者にとっても個人情報であり慎重な取扱いが必要となる。事業者は労働者の健康情報等を適正に取り扱い、労働者のプライバシーの保護を図らなければならない。

#### (1)情報の収集と労働者の同意等

職場復帰支援において取り扱う労働者の健康情報等の内容は必要最小限とし、職場復帰支援と事業者の安全配慮義務の履行を目的とした内容に限定すべきである。

労働者の健康情報等を主治医や家族から収集する に際しては、あらかじめ、利用目的とその必要性を明らか にして本人の承諾を得るとともに、これらの情報は労働者